長久手市中央図書館運営協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例(平成 4年長久手町条例第16号)第4条第1項の規定に基づき、長久手市中央図 書館運営協議会(以下「協議会」という。) について必要な事項を定めるもの とする。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員6名以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命する。
- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 協議会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 委員長は、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を 総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、 その職務を代理する。

(職務)

- 第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1)図書館の運営に関すること。
 - (2) その他図書館サービス等に関すること。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、教育部中央図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。